

情報
最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ

耐震改修工事を行う住宅の
固定資産税を減額します

平成27年12月31日までに耐震改修工事をした住宅は、次の要件すべてを満たす場合、申告によって固定資産税が一定期間減額されます。

■要件

- 昭和57年1月1日以前から現存する住宅であること
- 建築基準法に基づく現行の耐震基準を満たす改修工事であること
- 工事費用が一戸当たり30万円以上であること

■減額の割合

適用範囲に相当する税額の2分の1を減額します。

■減額の適用範囲
適用範囲は住宅部分で、1戸当たり120平方メートル以下となります。

■減額される期間

○工事期間が平成22～24年の場合は、翌年度分から2年度間を減額します。

○工事期間が平成25～27年の場合は、翌年度分を減額します。

■申告方法

工事完了の日から原則3カ月以内に、要件を満たすことの証明書を添付して、担当課へ申告してください。

■問合せ

○市庁舎本館資産税課
資産税係

TEL0897-52-1276

○各総合支所

税務課税務係（東予）

総務課税務係（丹原・小松）

地上デジタル放送受信支援
申込受付期間を
12月28日(火)まで延長します

総務省では、経済的な理由等で地上デジタル放送が視聴できない世帯に対し、簡易なチューナーを無償給付するなどの支援を行っています。

この支援の申込受付期間が延長され、平成22年12月28日(火)まで受付が継続されます。

■支援の内容

- 簡易チューナーの無償給付
- アンテナ工事などが必要な場合、無償工事等の実施
- ※支援は現物給付です。

■対象

次のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯

- 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- 障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が市民税非課税の世帯
- 社会福祉事業施設に入所されている方

■問合せ

総務省 地デジチューナー支援実施センター

TEL0570-033840

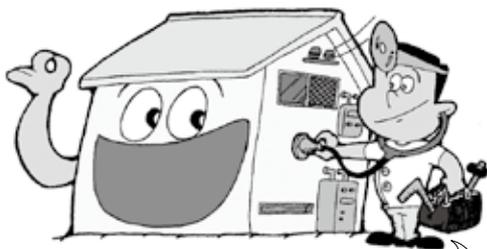
※受付は、月～金曜日は9時～21時、土・日曜・祝日は9時～18時。

木造住宅耐震診断補助制度

県登録の専門家による耐震診断を受診して、お家の耐震性を確認しましょう！
市では耐震診断を受けられる方を対象に、費用の一部補助制度を実施します。

耐震診断補助は先着100戸限定！

8月2日(月)から申込受付を開始します！



耐震診断を受けた後に耐震改修を行った場合、固定資産税と所得税の減額制度があります。（申請が必要）

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の一戸建て木造住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの

■補助金の額

耐震診断に要する経費の3分の2以内（限度額2万円）

■申込期間

8月2日(月)～11月30日(火)
※先着100戸限定です。申し込みはお早め。

■申込方法

担当課窓口へお気軽にご相談ください。担当者が分かりやすく説明します。電話での相談も可能です。

■ご注意 悪質業者による耐震診断、耐震改修工事のトラブルには十分気をつけてください。